

報告第 1 3 号

専決処分の報告について《物損事故（大宮町下常吉 R5.4.8）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 3 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 4 月 2 8 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市大宮町下常吉地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 4 月 8 日、大宮町下常吉公民館において、京都府議会議員一般選挙の京丹後市第 1 7 投票所を設営するため、市職員が当該公民館のガラス障子戸を隣室に移動し壁面に立てかけた際、ガラス障子戸 1 枚が床面に倒れ、当該ガラス障子戸を破損させ損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 4, 9 5 0 円

3 損害賠償の相手方 大宮町下常吉区